

# 船舶バラスト水規制管理条約の現状について

## 船舶バラスト水規制管理条約とは・・・

### ■ 正式名称

International Convention for the Control and Management of Ship's Ballast Water and Sediments, 2004

(2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約)

### ■ 目的

船舶バラスト水を適切に管理し、バラスト水を介した有害水生生物及び病原体の移動を防止、最小化、最終的には除去することにより、海洋環境保護、生物多様性の保持等を図ること。

### ■ 採択・発効、批准状況

採択：2004年(平成16年)2月

発効：2017年(平成29年)9月8日

批准状況：締約国数 **80カ国**、合計商船船腹量 **80.94%** (2019年2月21日現在)  
(日本は締結済)

### ■ 主な規制内容

#### ● バラスト水管理の実施

船舶の建造時期及び大きさに応じ、**排出基準を満たすバラスト水処理**を義務化。  
(排出基準適用開始までは、**バラスト水交換**でも可。)

<バラスト水排出基準>

対象生物	排出濃度(生存個数)	
50 $\mu$ m以上の生物 (主として動物プランクトン)	10個/m <sup>3</sup> 未満	
10~50 $\mu$ mの生物 (主として植物プランクトン)	10個/ml未満	
細菌	病毒性コレラ (O1及びO139)	1 cfu/100ml未満 又は、動物プランクトン1g当たり 1cfu未満
	大腸菌	250 cfu/100ml未満
	腸球菌	100 cfu/100ml未満

cfu : colony forming unit (群体形成単位)

- バラスト水処理設備等に係る**定期的検査**(400総トン以上)
- 外国の港における**寄港国検査(PSC:ポートステートコントロール)**

## バラスト水条約の基準の適用時期(条約改正後)

	2017 9/8	2018	2019 9/8	2020	2021	2022	2023	2024 9/8
新造船	バラスト水排出基準の適用							
現存船① (※1)	2017/9/8以降最初のIOPP更新検査(※2)から							
現存船② (※1)	2017/9/8以降の2回目のIOPP更新検査または 2019/9/8以降のIOPP更新検査(いずれか早い方)から							
IOPP(※2) 非適用船	バラスト水交換(※3)で対応可							

※1 現存船: 「現存船①」は、2014年9月8日~2017年9月8日にIOPP(※2)更新検査が行われた船舶。「現存船②」は、現存船①に該当しないIOPP適用現存船。

※2 IOPP: MARPOL条約に基づき発給される国際油汚染防止証書。総トン数400トン未満の船舶については、その保持が義務化されていない。IOPP証書の有効期間は最大5年間であり、その間に更新検査が行われる。

※3 バラスト水交換基準: 陸岸から200海里(不可能な場合は50海里)以遠かつ水深200m以上の海域で全容量の95%以上を交換。

- 基準適用開始時期は条約(附属書B-3規則)に具体的に明示されていたが、世界的に船舶へのバラスト水処理設備搭載が進んでいない状況や条約実施上の問題点が残されていること等を考慮して、日本提案等を踏まえた条約改正案が第72回海洋環境保護委員会(2018年4月)において採択された。

## 条約発効後の動き

- ✓ PSCにおける**サンプリング・分析手法**が確定していない
- ✓ 各国が承認した**バラスト水処理設備**について、実際に運用した場合に**排出基準を満たせない**ことがある

等

規制内容の円滑な実施を図るため、IMOで条約発効後5年間程度の「**経験蓄積期間**」(Experience Building Phase)を設け、各国・国際機関等からの情報に基づき、**条約やガイドライン等の見直し**に関する審議を行うこととなっている。